

第 21 回京都から発信する政策研究交流大会 研究奨励賞に係る審査要項

1. 研究奨励賞について

優れた発表に対し、以下のとおり研究奨励賞を贈与する。

大学コンソーシアム 京都理事長賞	1 件（論文と口頭発表を総合した上位 1 件）
日本公共政策学会賞	1 件（論文重視型の上位 1 件）
優秀賞	最大 10 件（原則各分科会の 1 位 ※）

※上位賞が選出された分科会については、優秀な次点者がある場合に限り、次点者を選出し、繰り上げ優秀賞とする。

2. 審査基準について

審査は、提出された発表論文に対して事前に行う「論文審査」と当日に行う「発表審査」の総合評価とする。審査項目については、以下のとおりとする。

(1) 論文審査

提出された論文に対して事前に審査を行う。審査項目は、以下の 5 項目とする。

※5 項目 5 点満点（最高 25 点）

1	論理性	解決すべき課題が明確か。論理的に構成され、飛躍がなかったか。
2	発想力・着眼点	今までにない新しい視点やユニークな発想（独自性）が見られるか。
3	分析力・精緻度	研究方法が明確であり、地道な調査、分析の努力や緻密な考察が見られるか。
4	政策提言力	政策としての実行可能性の視点を持っているか。
5	文章力	文章が的確に表現されており、相手に理解を促すものとなっているか。

(2) 口頭発表審査

当日行われたプレゼンテーションに対して審査を行う。審査項目は、以下の 6 項目とする。

※6 項目 各 5 点満点（最高 30 点）

1	論理性	解決すべき課題が明確か。論理的に構成され、飛躍がなかったか。
2	発想力・着眼点	今までにない新しい視点やユニークな発想（独自性）が見られるか。
3	分析力・精緻度	研究方法が明確であり、地道な調査、分析の努力や緻密な考察が見られるか。
4	政策提言力	政策としての実行可能性の視点を持っているか。
5	表現力	プレゼンテーションはわかりやすく、理解を促すものであったか。
6	質疑応答への対応	審査員による質問に的確に答えられていたか。

3. 採点基準について

(1) 論文審査・口頭発表審査

論文審査・口頭発表審査は、以下の 5 段階で評価を行う。

5	極めて優れている	審査項目の基準を満たしており、特に優れている。
4	優れている	審査項目の基準を満たしており、優れている。
3	普通	審査項目の基準を満たしている。
2	劣る	審査項目の基準を一部満たしていない。
1	かなり劣る	審査項目の基準を満たしていない。

※評価の基本的な考え方は、絶対評価とする。

(2) 発表者資格審査

応募者数が定数を超えた場合に、提出された論文による発表者資格審査を、以下のとおり評価する。評価の基本的な考え方は、絶対評価とする。

可	発表することに差支えなし
不可	基準に達しない

4. 大会当日の審査会議に用いる傾斜配点について

大会当日の口頭発表を重視して審査を行うため、口頭発表審査では得点に傾斜配点を設ける。傾斜配点は 3 倍とし、論文審査と合計して審査する。

5. 研究奨励賞の選考について

発表終了後、審査会議において、各委員の審査表（論文審査・口頭発表審査）の集計を基に研究奨励賞の選考を行う。

選考は、論文審査と口頭発表審査の合計得点で評価を行う。ただし、口頭発表審査については、傾斜配点として得点を 3 倍にした合計得点を評価し、審査会議において協議の上、研究奨励賞の受賞者を決定する。

まず、各分科会の最上位者を決定し、大学コンソーシアム京都理事長賞を決定する。次に論文点数が高い者を日本公共政策学会賞に選出する。この場合、大学コンソーシアム京都理事長賞と日本公共政策学会賞のダブル受賞は可とする。また、上位賞受賞者を除いた各分科会の最上位者に優秀賞を授与する。ただし、前述の上位賞受賞者の分科会において優秀な次点者がある場合に限り、繰り上げることがある。

※ベスト質問賞について

分科会毎に審査委員が指定質問者（同じ分科会内の別の発表者）の質問の中からベスト質問を 1 件選出し、発表することとする。

評価するポイントは以下のとおりとする。

1	的確な質問か。	発表内容の趣旨を理解した質問であるか。
2	発展的な質問か。	発表内容を発展的に広げるような質問であるか。